

高知工業高等専門学校広報戦略室規則

制 定 平成26年 3月13日

一部改正 平成27年 2月19日

(設置)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校広報戦略室（以下「広報戦略室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 広報戦略室は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における広報活動を総合的かつ効果的に推進し機動性を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 広報戦略室は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本校の広報戦略に関する基本方針並びに広報戦略の策定に関すること。
- (2) 広報戦略に基づく諸施策の企画・立案並びに推進に関すること。
- (3) 本校の広報活動の総括に関すること。
- (4) 内部組織間の総合調整に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

(組織)

第4条 広報戦略室に次の教職員等を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 校長が指名した教員
- (4) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が指名した者

(事務)

第5条 広報戦略室に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、広報戦略室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。